

# 令和5年度 就学援助制度（新入学児童生徒学用品費）小学校入学前支給の御案内

令和5年（2023年）10月1日  
鎌倉市教育委員会 学務課

鎌倉市では、経済的な理由でお子さんの就学にお困りの方に対して、一定の基準に基づき学用品費などの一部の援助を行っています。このうち、小学1年生が対象の新入学児童生徒学用品費（51,060円）を小学校に入学する前に支給します（電子申請・郵送等による申請が必要です）。

## 1 援助を受けられる方

令和6年（2024年）4月に鎌倉市立の小学校に就学予定のお子さんがあり、令和5年（2023年）12月1日に鎌倉市に住民登録があり、同一世帯の家族全員の前年所得合計が市の定める基準以内の世帯が対象です。

### ●所得限度額の目安

世帯人員	世帯構成（例）	所得限度額の目安	
		持家の場合	借家の場合
2人	父または母33歳、子8歳	2,600,000円	3,400,000円
3人	父または母37歳、子12歳、子7歳	3,400,000円	4,300,000円
4人	父42歳、母40歳、子14歳、子10歳	4,300,000円	5,100,000円
5人	父45歳、母42歳、子14歳、子12歳、子9歳	5,000,000円	5,800,000円

※対象となる所得とは、令和4年（2022年）中における世帯全員の所得の合計額です。源泉徴収票においては「給与所得控除後の金額」、確定申告書では「所得金額の合計」の欄の金額となります。なお、パートによる所得、不動産や配当等給与以外の所得や、年金・退職金も含まれます。

## 2 援助の内容

援助費目	対象者
新入学児童生徒学用品費 （51,060円）	令和5年（2023年）12月1日時点で鎌倉市に住民登録があり、 令和6年（2024年）4月に鎌倉市立の小学校に就学予定のお子さん

### 【確認事項】

- 令和5年（2023年）12月1日以降、市外に転出された場合、対象にはなりません。
- 今回申請されない場合又は認定されなかった場合でも、令和6年（2024年）2月中旬から5月末までに申請し、認定されると令和6年（2024年）6月末に同額を支給します（予定）。
- 小学校入学前の令和5年度の支給については、令和4年（2022年）分の所得金額を基準とし、入学後の令和6年度の支給については令和5年（2023年）分の所得金額を基準として審査を行います。
- 小学校入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けた場合、入学後の支給はありません。また、令和5年度中に、他市区町村で就学援助制度に基づく新入学児童生徒学用品費又はこれに類するものの支給を受けた場合、鎌倉市での支給はありません。

## 3 申請方法

- 電子申請の場合  
e-KANAGAWAでの電子申請が可能です。  
（鎌倉市ホームページ > ホーム > くらし・環境 >  
戸籍・住民の手続き > 電子申請）



鎌倉市電子申請システム  
e-kanakawa

## (2) 郵送の場合

『就学援助費交付申請書（兼世帯票）』（以下「申請書」）に記入し、必要に応じて添付書類及び84円切手を貼った返信用封筒を添えて、教育委員会学務課へ郵送してください。

**なお、学校での申請はできません。**

※ 個人情報が含まれる書類であり、「特定記録」等、配達記録を確認できる方法での郵送を推奨します（郵送中の事故等による未着等については一切責任を負いかねます）。

申請書は鎌倉市立の各小学校、学務課のホームページでダウンロードにて入手できます。

(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gakumu/gaku5.html>)。

### ●申請に必要なもの

該当者	書類
令和5年1月1日現在の 住民登録が鎌倉市内の方	<b>1 申請書</b> <b>2 家賃額等が分かるもの</b> (1) 持家の場合 持家であることが分かる書類（納税通知書の表紙（最新のもの）や工事請負契約書の写しなど） (2) 借家（地）、賃貸住宅、社宅他の場合 家賃や地代等の支払額が分かる書類（契約書又は領収書の写し若しくは振込状況が確認できる通帳の写し等） ※通帳の写しの場合、家賃額等が分かる該当のページと、口座名義人が分かるページの2枚が必要です。 <b>3 返信用封筒</b> 84円切手を貼り、申請者の住所・氏名を記入してください。
令和5年1月1日現在の 住民登録が鎌倉市以外の方	上記の書類の1から3に加え、次の書類が必要となります。 <b>4 前年分の源泉徴収票か、所得税または市県民税申告書の控え</b> ※令和5年（2023年）1月1日に住民登録があった市区町村で申請してください。 ※ <u>申請時に同一世帯で収入のある方全員の書類が必要です。</u>

## 4 申請期間

### (1) 電子申請の場合

令和5年（2023年）11月27日（月）9時から12月8日（金）23時59分まで

### (2) 郵送の場合

令和5年（2023年）11月27日（月）から12月8日（金）まで（必着）

## 5 結果通知及び支給日程について

令和6年（2024年）1月中旬までに結果を通知し、交付が決定した場合は、令和6年（2024年）2月上旬に申請者名義の口座に直接振り込みます。

## 6 その他

- (1) 兄弟が令和5年度に鎌倉市立小中学校に在学し、令和5年度に就学援助制度の対象者として認定されている方も、小学校入学前の支給を希望する場合、申請手続が必要です。
- (2) 令和6年度の就学援助制度の認定については、本件で認定を受けた方も、改めて申請が必要です。なお、令和6年度の就学援助制度の申請は令和6年（2024年）2月中旬から5月末の期間を予定しています（別途御案内します）。
- (3) 中学校入学前の新入学児童生徒学用品費に関する申請は必要ありません。

連絡先	鎌倉市教育委員会 学務課学務担当
電話	0467(61)3796(直通) FAX 0467(24)5569
メール	gakumu@city.kamakura.kanagawa.jp
送付先	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10